

議案第 9 5 号

飛驒市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について

飛驒市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

神岡猪谷線の見直しに伴い、新たな自家用有償旅客運送を行うための改正

飛驒市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する 条例

飛驒市地域公共交通事業に関する条例（平成27年飛驒市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表デマンド型の部乗合タクシーの款に次のように加える。

神岡北部乗合タクシー	神岡町内の一部及び富山市内の一部
------------	------------------

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

飛騨市地域公共交通事業に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
第 1 条・第 2 条 略 （路線の名称及び運行区域）				第 1 条・第 2 条 略 （路線の名称及び運行区域）			
第 3 条 バス等の路線の名称及び運行区域は、次の表のとおりとする。				第 3 条 バス等の路線の名称及び運行区域は、次の表のとおりとする。			
バス等の区分		路線の名称		バス等の区分		路線の名称	
定時定路線型の部 略				定時定路線型の部 略			
デマンド型	乗合タクシー	河合・宮川乗合タクシー	河合町内及び宮川町内	デマンド型	乗合タクシー	河合・宮川乗合タクシー	河合町内及び宮川町内
		稲越乗合タクシー	河合町内の一部			稲越乗合タクシー	河合町内の一部
			古川町内の一部				古川町内の一部
						神岡北部乗合タクシー	神岡町内の一部
							及び富山市内の一部
2 略 以下 略				2 略 以下 略			

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
担 当 部	総務部
提 案 理 由	神岡猪谷線の見直しに伴い、新たな自家用有償旅客運送を行うための改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	市独自の改正
条 例 の 概 要	【改正の趣旨及び内容】 令和7年6月11日に開催された令和7年度第1回飛騨市公共交通会議において、神岡猪谷線の減便及び市営化が承認された。これに伴い、減便時間帯の代替移動手段として新たにデマンド型乗合タクシー「神岡北部乗合タクシー」の運行を開始するため、所要の改正を行うもの。 当該路線は、神岡猪谷線沿線地域にエリアを限定して運行し、神岡猪谷線の運行時間外にのみ利用できるものとする。 （第3条関係）
市 民 へ の 影 響 等	神岡猪谷線の利用者に対し、減便時間帯の代替移動手段を提供することで、減便前と変わらない利便性を確保することができる。
施 行 日	令和7年10月1日
備 考	